

## 【県市町村事例】

# 大木町における合併浄化槽整備促進の取組み

大木町環境課環境係

## 1. はじめに

大木町は、福岡県南部筑後平野の中央部に位置しており、人口1万3,647人（令和6年7月1日現在）、面積は18.44km<sup>2</sup>のコンパクトな町です。主要産業は農業であり、米や麦のほか、いちご、アスパラガス、きのこ類（シメジ・エノキ等）の施設栽培が盛んに行われており、特にきのこ類については西日本で有数の産地となっています。地形的には高低差がほとんどない平坦地であり、クリークと呼ばれる堀が町全体を網の目のように巡っており、堀の面積は約254haで町の総面積の約14%を占めています。この堀は、昔から農業用水や防火用水、生活排水の放流先などに利用されており、住民の生活と密接に関わっています。また近年では、堀はその洪水防止機能により、大雨による水害対策にも大きな役割を果たしています。

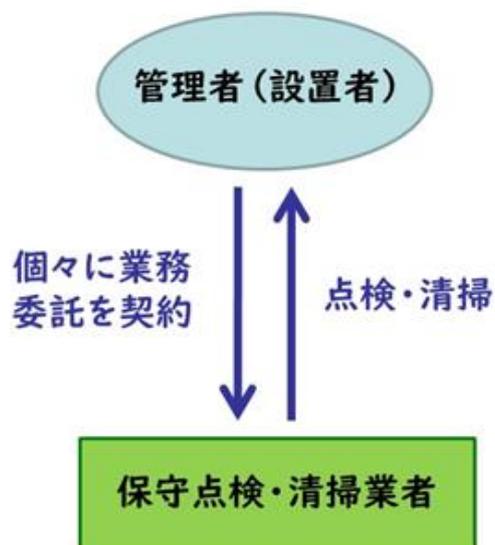
## 2. 生活排水処理状況

大木町は、全域が個別浄化槽整備区域となっており公共下水道整備区域はありません。浄化槽は公共下水道に比べて短期間で整備することが可能であり、費用負担も少なく公共下水道と同等の効果が得られるため、これまで町は合併浄化槽を公共下水道に代わる生活排水対策として位置付け、個人設置型の合併浄化槽に町が補助金を交付することによりその普及を推進してきました。令和5年度末現在での汚水処理人口普及率は85.8%となっています。

## 3. 大木町合併処理浄化槽維持管理協会による維持管理

優れた汚水処理能力をもつ合併浄化槽がその機能を発揮するには、定期的な維持管理が欠かせません。本町では、合併浄化槽の適切な使用と維持管理を促進し、水質保全と設置者の負担軽減を図るために、一般社団法人大木町合併処理浄化槽維持管理協会（以下「協会」という。）を平成26年1月に設立させ、「大木方式」と呼ばれる独自の合併浄化槽管理の取組みを開始しました。合併浄化槽の設置者は協会に加入することにより、通常であれば、各事業者等と直接委託契約をしなければならない保守点検、清掃及び法定検査について、協会がそれらを一括して担うことにより、適正な維持管理が可能となり設置者にとっても負担の軽減につながる仕組みです。協会への加入率は、設立時の平成26年度では約81%からスタートし、令和6年7月現在では約95%となり概ね町内の合併浄化槽をカバーしており、町による維持管理状況の把握も可能となっています。

## これまでは



## 加入後は

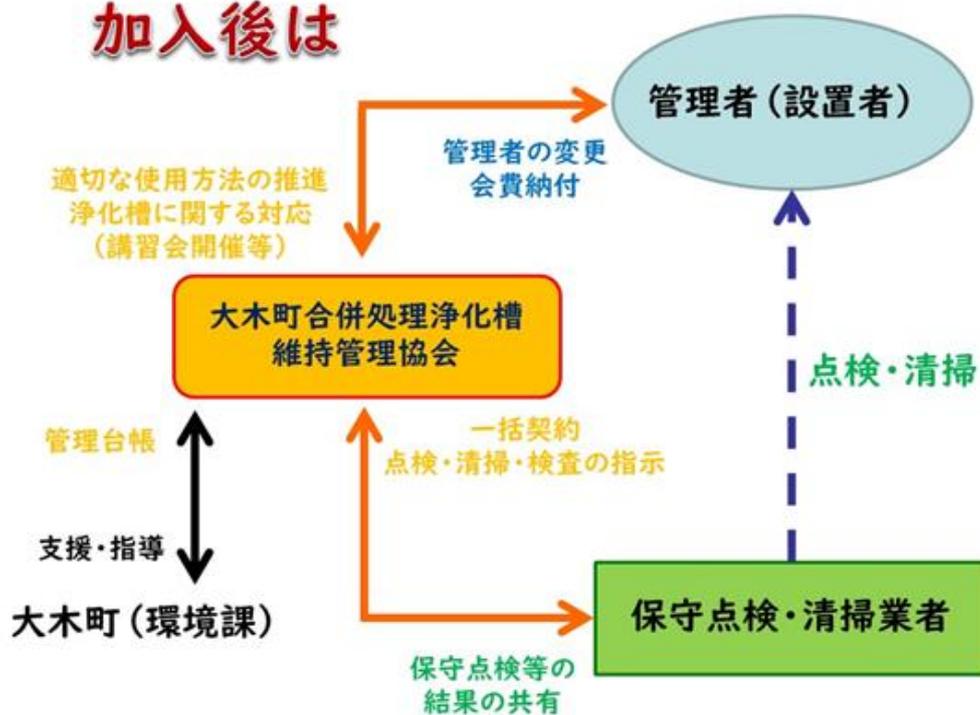


図1 大木町合併処理浄化槽維持管理協会の仕組み

#### 4. 大木町合併処理浄化槽維持管理協会の取組み

協会では、会員が合併浄化槽に関する専門的な知識がなくても安心して浄化槽を使用できるよう、様々な取組みを行っています。

##### (1) 合併浄化槽に関する講習会の開催

会員を対象とした合併浄化槽に関する講習会を年に数回開催しています。テーマとしては、合併浄化槽の仕組みや適切な使用方法、または合併浄化槽に係るトラブルの対応事例などで、会員が安心して浄化槽を使用するために役に立つ情報の発信・共有を行い、合併浄化槽について関心を持ってもらうことを目的としています。



図2 講習会の様子

##### (2) 会員世帯への訪問

協会には浄化槽管理士の資格を持った職員が常駐しており、その職員が毎年度全ての会員宅を訪問し、浄化槽の使用状況の確認や適正な使用方法の助言などを行っています。また、使用上の疑問点にも答えるなど、設置者の不安の解消にも努めています。

##### (3) 高負荷浄化槽対策

高負荷浄化槽対策として、年に1回実施される11条検査の結果により、負荷の高い浄化槽に対し、協会の職員が定期的に巡回訪問し、水質のチェック及び水質改善へ向けた検討・提案を行っています。また、保守点検事業者、県浄化槽協会とも連携して対策を行っています。



図3 協会職員と保守点検事業者によるチェックの様子

#### (4) 会員の負担軽減のための取組み

##### ①浄化槽機能回復助成事業

合併浄化槽は適正な維持管理を行っていても、一定の年数が経過すると経年劣化等による修理が必要となることも多く、その費用は数万円から数十万円にもなります。また、浄化槽から排水先までの勾配がとれない場合に設置されている放流ポンプについては、10年程度で交換が必要となるケースが多く、その費用も高額になります。協会では、これらに対する設置者の負担軽減のため助成制度を設けており、修理等に要する費用の1/2を助成していません（年間で15万円を上限）。補助対象としては、浄化槽本体、放流ポンプ、マンホール等の周辺機器となっています。

##### ②送風器機能保証制度（送風器の無償修理・貸与）

合併浄化槽がその機能を十分に発揮するために必要不可欠なのが送風器（ブロワー）です。一方で、合併浄化槽に係る機器の故障の多くがこの送風器です。この送風器の耐用年数は一般的に3～5年となっており、定期的な修理・交換が必要となります。その際の費用は1万円以上となり、設置者にとっては大きな負担となります。そこで協会では、平成30年度から送風器の修理または貸出しを無償で行う取組みを開始しました。この制度により、会員の大きな負担軽減につながっています。

##### ③少人数高齢者世帯減額制度

生活環境等の変化により、合併浄化槽を設置したときから現在では世帯人数が減少している世帯も少なくありません。協会の年会費は、浄化槽の人槽（大きさ）に応じて設定されているので、世帯人数が減少しても会費については人槽に応じた会費を負担し続けなければなりません。そこで協会では、これらの世帯への負担軽減措置として、平成27年からこの減額制度を設けました。対象となるのは、6人槽以上の合併浄化槽を設置している世帯のうち、①1人世帯、または②65歳以上で2人以下の世帯（2人のうち1人が65歳以上であれば対象となる）で、会費の金額を一律で5人槽の金額に引き下げるものです。

人 槽	会 費（円）		
	通常	適用額	差額
5人槽	54,050	54,050	0
6人槽	55,700		1,650
7人槽	57,900		3,850
8人槽	59,000		4,950
10人槽	63,400		9,350

図4 年会費額との比較

#### ④設置者簡易チェック制度

この制度は、合併浄化槽の点検の一部を設置者が行うことにより保守点検事業者による点検回数を減らし、維持管理費用を軽減するもので（年間4,000～6,000円の減額）、平成27年4月からこの制度を開始しました。簡易チェックの内容としては、設置者が毎月1回、目視等による簡単な点検を行うもので、①本体の外観及びスラブ・マンホール等に異常はないかの確認、臭気・亀裂・破損の確認、②送風器の稼働状況の確認（音の確認）、③マンホールを1か所開けて送風器から空気が浄化槽内に送られているかの確認（気泡の確認）を行うものです。この制度によるメリットは、経済的な負担軽減のみならず、浄化槽の設置者自らが簡易チェックを行うことにより、浄化槽の状況を把握しやすくなり、故障などの異常をより早く発見することができています。また、設置者が排出した排水や浄化槽について関心を持ってもらうことにもつながります。

#### ⑤会費一括納付制度

協会の年会費については、通常2か月に1回（年間6回）口座引落としにより納付することとなっていますが、会員からの申請により、1回目の納付時（5月末）に会費を一括納付することにより、通常の年会費額から1,000円の減額を行います。この制度により、協会としても未収金の発生リスクが少なくなり、安定した協会の事業運営につながり、もっては会員への安定したサービスの提供に寄与することとなります。

### 5. 浄化槽設置整備補助金

本町では、合併浄化槽の普及促進のため、個人で合併浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付しています。なお、本町では国及び県の補助対象とならない事業所等に設置する場合においても本補助金の対象としています。また、公共用水の水質保全の観点から、構造例示型または処理能力が高い高度処理型を設置する場合には補助金額を増額しており、くみ取り便槽または単独浄化槽から合併浄化槽への転換（以下「転換」という。）を行う場合についても、補助金額の追加を行っています。

人槽	補助金限度額				
	浄化槽区分		転換の場合の追加補助		
	合併浄化槽	高度処理型	既存設備の処分に要する費用		配管設置工事に要する費用
構造例示型		くみ取り便槽からの転換	単独浄化槽からの転換		
5人槽	23万円	43万円	9万円	12万円	30万円
7人槽	32万円	55万円			
10人槽	46万円	69万円			

図5 浄化槽設置整備補助金額

## 6. 浄化槽汚泥の循環利用（資源化）

本町では、生ごみ、し尿、浄化槽汚泥をメタン発酵により液肥化して農地に還す循環事業を行っており、年1回の浄化槽の清掃時にくみ取られた浄化槽汚泥は、バイオマスセンター（おおき循環センターくるるん）に集められ、生ごみ・し尿とともにプラントに投入され、バイオ液肥とバイオガスとして生まれ変わります。バイオ液肥は、地域の農地へ還元し、バイオガスは発電に利用して当該施設等で利用しています。浄化槽汚泥は、循環のまちづくりを推進する本町において、もはや重要な資源となっています。



図6 おおき循環センターくるるん

## 7. 今後の課題

### (1) くみ取り便槽または単独浄化槽からの転換の促進

本町にも依然として、くみ取り便槽及び単独浄化槽が多く存在しています。本町では、転換の際に上乗せ補助として、補助金額の追加を行っていますが、個人設置型の浄化槽の場合、転換についてはあくまで設置者個人の事情・判断に委ねられ、行政が意図するように進まないのが現状です。汚水処理人口普及率の向上のためにも、今後も転換を促進するための対策を協会と連携して行っていくことが重要と考えています。

### (2) 大雨水害対策

近年の集中豪雨により各地で大雨による被害が発生しています。本町も例に漏れず、毎年のように河川の越水による浸水被害が発生しています。長時間にわたり雨が降り続いたり、短時間に大量の雨が降ると、放流水の排出先である堀の水位が上昇します。その結果、浄化槽の放流管が水没し、放流水が放流できずに槽内の水位が上昇して使用できなくなることがあります。本町では協会が中心となり、水害対策として、放流管への逆止弁の設置などの水害対策を試行的に進めています。

### (3) 不適正浄化槽対策

これまで有効な対策が不十分であった不適正浄化槽（流入管のつなぎ込みなど）について、令和6年度から協会、保守点検事業者及び町が協力し、定期的に対象世帯に個別訪問を行い改善に向けた指導・提案を開始しています。今後も関係機関の連携を強化し、改善へ向けた有効な指導・提案ができるようなスキームの構築を進めます。

## 8. おわりに

個人設置型の合併浄化槽の管理を設置者（住民）のみに任せるのではなく、設置者、協会、保守点検事業者及び行政が連携して維持管理を行う本町の浄化槽管理の仕組みは、設置者の浄化槽の使用に係る不安の解消及び生活環境の向上につながり、もっては公共用水の水質保全及び汚水処理人口普及率の向上に大きく寄与していると考えています。

今後も、持続可能なまちづくりを推進する本町の取組みの一端と捉え、協会、事業者及び関係機関との連携により、合併浄化槽の普及促進に取り組んでいきます。